

## 大会等参加補助金 必要書類について

### 【申請書等の提出時期】

大会後に、必要書類を添えて申請書を提出してください(事後申請)。  
 ※大会終了日が属する年度末まで申請可能ですが、速やかに提出するよう御協力ください。  
 ※提出が遅れ、翌年度に提出された場合は受け付けできません。

### 【必要書類の種類と注意】

	提出書類	内容	注意
①	大会等参加補助金交付申請書(様式第2号) ※春日市ウェブサイト内の「申請書ダウンロード」ページに掲載しています。	【主な記入事項】 ・大会の開催期間や開催地 ・同じチームからの全出場者数と補助対象者数 ・個人参加料や団体参加料の有無及び金額 ・振込先口座	【補助対象者(参加者)が未成年の場合】 未成年は、補助金の申請を行うことができません。諸手続きは保護者が行ってください(委任状への記名等を含む)。
②	補助対象大会の実施要項		・大会の内容、参加料の金額等が記載されているものがが必要です。 ・引率者(指導者や保護者)分を申請する場合は、要項等に引率を認める旨の規定があり、大会主催者に引率者として届け出ている必要があります。
③	補助対象大会の結果	賞状や結果の写し	
④	予選大会の要項及び結果		予選大会を経て、補助対象大会に参加していることを確認します。
	【予選免除の場合のみ】 出場推薦書等	各競技団体等が発行した大会参加に関する推薦書等	予選が免除されたことの証明書を提出してください。
⑤	出場者名簿等	大会主催者に提出した出場者名簿など、参加者及び引率者(団体参加の場合はチーム全員)の氏名等が記載された書類	
⑥	補助対象経費の領収書及び明細	【補助対象経費】 ①旅費(宿泊費を含む) ②器具・機材の輸送費 ③参加料(大会主催者に支払うもの)	【重要】 ① <b>使途不明な領収書では補助できません</b> 大会参加のために経費を支払ったことが確認できない場合は、補助できません。 また、使途不明の領収書を提出されるケースが多く見られます。発行元に但し書きや明細の添付をお願いするなどの対応をお願いします。 ② <b>領収書は委任する方の分も必要</b> 代表の方に委任している場合でも、補助対象者全員分の領収書が必要です。未提出の方の分は補助できません。 ③ <b>団体が参加する場合の領収書等</b> 個人で旅券等を手配をするのではなく、所属団体に負担金を払い、団体が一括して手続きを行う場合は、団体の代表者または会計担当者に領収書もしくは負担金を徴収したことを証明する書類の発行を依頼してください。 ※書類は任意の形式で構いません。但し、宛名・担当者の署名・押印・連絡先を必須とします。 ※何のための負担金徴収なのか、但し書き等で明記してください。 (例)「〇〇大会参加のための旅費、宿泊費、参加料として」
⑦	委任状(様式第1号)	同じ大会に複数名参加する場合、補助金の申請を代表者が一括して行うことができます。	補助対象者が未成年者の場合、委任は保護者名で行ってください。

### 【記入誤りの訂正方法】

記入誤りは、①二重線で取消し、②訂正印を押印し、③余白に正しい内容を記入してください。  
 ※修正液等での訂正は無効です。ご注意ください。

### 【問い合わせ・提出先】

○スポーツに関する大会について  
 春日市文化スポーツ課スポーツ担当  
 電話:092-571-3247  
 所在地:春日市大谷6丁目28番地(総合スポーツセンター内)

○文化に関する大会について  
 春日市文化スポーツ課文化担当  
 電話:092-575-4121  
 所在地:春日市大谷6丁目24番地(ふれあい文化センター旧館1階)